

にぎわい広場利用規程

(平成22年7月12日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、秋田空港ターミナルビル株式会社（以下「会社」という。）が所有するにぎわい広場（以下「広場」という。）の使用に関し、その条件を定めるものである。

(使用区域及び備品)

第2条 使用できる区域は、別図1のとおりとする。

2 使用区域において、次の備品を使用することができる。

展示ケース、展示パネル、ワイヤーフック、額縁、パーテーション、照明、テーブル、イス、延長コード、電源

3 前項の備品以外の物を使用する際は、事前に会社の承認を得るものとする。

(使用期間及び時間)

第3条 広場を使用することができる期間は10日間とし、時間は午前9時から午後6時とする。ただし、会社が認めた場合は10日間延長することができる。

(使用申込)

第4条 広場を使用しようとする者は、県内に住所を有する個人又は団体並びに県内に本店・支店・営業所等を有する法人とし、使用予定日の1ヶ月前までに「にぎわい広場使用申込書」（様式1号）を会社に提出し、承認を受けるものとする。ただし、会社から特に許可を受けた場合は、1ヶ月未満でも使用申込書を提出することができるものとする。

2 次の各号に掲げる内容又は目的での使用は認めない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。

(2) 建物又は付属設備もしくは備品を損傷、汚損し、又はそのおそれがあること。

(3) 極端な音楽効果及び異臭を発すること。

(4) 集会を催し、寄付金を募集するなどの行為を行うこと。

(5) 危険物（爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性、引火性のあるもの及び毒物等）その他、他人に危害迷惑をかけるおそれがある物品、動物等を持ち込むこと。

(6) 火器等（電熱器類を除く）を使用しての食品加工、調理等を行うこと。

(7) スモークマシーン、ドライアイス等の使用により広場周辺の通行を阻害するおそれがあること及びヘリウムバルーン等を使用すること。

(8) 会社が定める管理規定等に抵触すること。

(9) その他会社の管理運営上支障が生じること。

(使用承認)

第5条 審査の結果、会社が広場の使用を承認する場合には、「にぎわい広場使用承認書」（様式第2号）を交付する。ただし、承認に際し会社は条件を付することがある。

2 使用を承認した後であっても、次の各号に掲げる場合には使用承認を取り消す。

(1) 第4条第2項に掲げる事項に該当する内容、目的での使用であることが判明したとき。

(2) 使用权を第三者に譲渡や転貸をしたり、無許可で使用目的や内容を変更すること。

- (3) 行政諸官庁により、中止命令が出されたとき。
- (4) 申込書記載事項に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、承諾にあたって会社が付した条件に反したとき又は反することが明白となったとき。

3 次の各号に掲げる場合には、使用中にかかわらず、使用を中止又は制限する。

- (1) 前項の各号の理由により、使用の承認が取り消されたとき。
- (2) 荒天等により、当該施設の使用が不可能となったとき。
- (3) お客様の通行の妨げになるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設管理上特に必要が生じたとき。

(使用料金)

第6条 広場の使用料金は、1時間当たり1,000円(税込)とする。なお、広場の半分以下のスペースを使用する場合は、その使用料金単価を半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は無料とする。

- (1) 秋田県及び県内各市町村(商工会及び観光協会含む)が主催する観光PR、地域特産品の紹介
- (2) 県内各市町村の農産物直売グループ及び加工グループが行う特産品の展示販売
- (3) 手芸・工芸・絵画・写真グループ等の発表会及び展示会
- (4) その他これに類するものと社長が認めた場合

3 チャレンジショップについては、別に定める手続きによるものとする。

(使用料の徴収方法)

第7条 使用料金は、使用日前日までに会社が指定する銀行口座に振込むものとする。ただし、銀行振込の振込手数料は、使用者の負担とする。

(使用の取止め及び変更)

第8条 施設使用の承認を受けた者が使用の取止め又は使用内容の変更をしようとするときは、事前に申し出なければならない。

2 使用の取止めの申し出があった場合は、次のとおり取消手数料を徴収するものとする。ただし、その手続きを怠った場合は、使用料の全額を徴収するものとする。

- (1) 当日取止め 使用料の20%
- (2) 前日から3日前取止め 使用料の10%

(使用者の責務)

第9条 使用者は、使用期間中、使用する広場内において防火管理上の責任を負うものとする。

2 展示物については、使用者の責任において管理するものとし、会社は展示物の盗難及び損壊等に関しその責めを負わない。

3 使用者は、使用後は現状復帰をし、会社の確認を受けるものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者の故意又は過失により、広場の施設等を損傷し、汚損し又はその他の行為により会社に損害を与えたときは、損害賠償を請求する。

2 会社は、火災、停電等その他の事故により使用者に損害が発生した場合であっても、故意又は重過失でない限りその責めを負わない。

(規格外事項)

第11条 この規定に定めのない事項は、使用者又は申込者が会社と協議のうえ決定する。

付則

1, この規則は、平成22年7月12日から施行する。